

岩手県告示第165号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年3月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定する区域の種類	土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
ろくろ石	大船渡市猪川町字轆轤石（別紙図面のとおり。）	急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	別紙図面のとおり。
地ノ森(3)	大船渡市大船渡町字地ノ森（別紙図面のとおり。）	〃	〃	〃
地ノ森-6	〃	〃	〃	〃
鳥沢-6	大船渡市赤崎町字鳥沢（別紙図面のとおり。）	〃	〃	〃
黒土田	大船渡市三陸町綾里（別紙図面のとおり。）	〃	〃	〃
山口の沢	大船渡市赤崎町字山口（別紙図面のとおり。）	土石流	土砂災害警戒区域	該当なし

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部砂防災害課及び沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター並びに大船渡市役所に備えておいて縦覧に供する。